

愛媛労働局発表

令和5年8月10日

[照会先]

【担当】

愛媛労働局労働基準部 賃金室  
賃金室長 三好 勝也  
賃金指導官 渡邊 彰彦  
電話 089 - 935 - 5205

## 愛媛県最低賃金 時間額 897円を答申

～ 引上げ額 44円は時給に統一後の最高額～

令和5年8月10日、愛媛地方最低賃金審議会（会長：森本 明宏）は、愛媛労働局（局長：小宮山 弘樹）に対し、愛媛県最低賃金を44円引き上げて、時間額897円に改正するのが適当であるとの答申を行いました。

1 令和5年7月6日、愛媛労働局長から愛媛地方最低賃金審議会に対し諮問を行った愛媛県最低賃金（地域別最低賃金）の改正について、同審議会は審議の結果、同年8月10日に、現行の最低賃金の時間額853円を44円引き上げ（引上げ率5.16%）で、897円に改正することが適当である旨の答申を行いました。

効力発効の日は、令和5年10月6日の予定です。

2 この「44円」の引上げ金額は、中央最低賃金審議会の「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」において示された目安の金額より4円高く、時給で示す現行方式となった平成14年（2002年）以降で最高額となります。

3 愛媛労働局では、この答申を踏まえ、本年度の愛媛県最低賃金の改正に係る手続きを進めることとしています。

## 1 最低賃金について

### (1) 適用

愛媛県最低賃金は、愛媛県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

### (2) 金額

次の金額は、最低賃金に算入されません。

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

臨時に支払われる賃金（結婚手当など）

1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

## 2 過去 10 年間の改正状況

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
引上げ額 (円)	12	14	16	21	22
引上げ率 (%)	1.83	2.10	2.35	3.02	3.07
時間額 (円)	666	680	696	717	739

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
引上げ額 (円)	25	26	3	28	32
引上げ率 (%)	3.38	3.40	0.38	3.53	3.90
時間額 (円)	764	790	793	821	853

## 3 関係法令

### ○最低賃金法第 4 条第 1 項

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

### ○最低賃金法第 40 条

第 4 条第 1 項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50 万円以下の罰金に処する。

## 4 中小企業・小規模事業者への支援について

厚生労働省では、中小企業・小規模事業者への支援の一つとして、最低賃金引上げに向けた環境整備を図るための「業務改善助成金」制度を設けております。

「業務改善助成金」は、事業場内の最低賃金を 30 円以上引上げ、かつ、生産性向上のための設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成、教育訓練）を行った場合に、その費用の一部が助成される助成金です（申請期限は令和 6 年 1 月 31 日で、事業完了期限は令和 6 年 2 月 28 日です）。

なお、「業務改善助成金」の詳細については、厚生労働省のホームページなどでご確認いただくことができます。